

大和市剣道連盟級審査規程

- 第1条 大和市剣道連盟連規約第19条の規定による級位付与基準を次のとおり定める。
- 第2条 級位の審査は6級から1級までとする。
- 第3条 審査は通常半年を基準として実施するほか、必要に応じ定期以外でも実施出来るものとする
- 第4条 審査は会長より委託された審査委員長および審査員により行う。
- 第5条 審査は審査員5名をもって構成し、3名以上の同意をもって合格とする。
- 第6条 審査員は剣道六段受有者以上の者の中から会長が委託する。
- 第7条 級位の受審資格は大和市剣道連盟の登録会員とする。
(審査方法等)
- 第8条 6級から1級までの審査は本級審査規程第9条に定める実技について行う。
なお互格稽古は相手をかえて2回行う。
- ① 3級から1級、実技審査合格者は『木刀による剣道基本技稽古法』を行う。
 - ② 1級合格者は前条の規定に加えて『日本剣道形』を行い、審査員の3名以上の同意をもって、合格とする。
 - ③ 日本剣道形審査が不合格の場合、1年以内の実技審査は免除とし、剣道形のみ再受審する事ができる。
(ただし、前期審査で形不合格し、後期審査でも不合格、或は形の再受審が出来なかった場合は無効となり、実技審査から受審となる。)
- 第9条 級位は次の基準とする。

級位	実施種目	着装	合格基準
6級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 面打ち、小手一面打ちができる 互格稽古がおおむねできる 小学1年生まで
5級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 面打ち、小手一面打ちができる 互格稽古がおおむねできる 小学2年生
4級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 面打ち、小手一面打ちができる 互格稽古がおおむねできる 小学3年生

3級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古 木刀による基本技 1～4	剣道具一式	切り返しが大きな動作のできる 二段技がおおむねできる 互格稽古ができる 木刀による基本技がおおむねできる 小学4年生
2級	互格稽古 木刀による基本技 1～6	剣道具一式	互格稽古ができる 木刀による基本技がおおむねできる 小学5年生
1級	互格稽古 木刀による基本技 1～9 日本剣道形 『1本、2本、3本』	剣道具一式	互格稽古ができる 木刀による基本技がおおむねできる 日本剣道形ができる 小学6年生

※中学生以上の無級者は、・切り返し、・面打ち、・小手→面打ち、を実施する。

第10条 審査料については、別に定める。

申し合わせ事項

- ・小学6年生以下は標準級を設ける。判定には標準級の「±1」を設ける
- ・標準級は中学生が2級、高校・大学・一般は1級を目安とする。
- ・飛び級について

受験級を超える級の認定をする場合は、その都度検討し、審査員の満場一致を以て決定する。